

徴兵猶予の特典と関西学院中学部の呼称

—なぜ、関西学院中学校でなくて、関西学院中学部なのか—

福井 幸男

一 はじめに

なぜ、関西学院において、その中学校を中学部と呼称するのか、筆者の長年の疑問であった。確か、中学部生時代にその理由らしきを聞いたことがある。戦前は正式の中学校ではなかったからと聞いた記憶があるが、定かでない。教師のお名前も定かでない。ただ、子供心に正式の中学校でなかったということが気がかりになった記憶が残った。

また、筆者が統計学の正規分布の大家、ケトリーの業績に関心を寄せている点も論述を進めるうえで大きな力と

なった。今を去る一八三〇年、ケトリーは徴兵制を敷いていたフランス陸軍の壮丁の身体検査において、正規分布を適用、一〇万人中約二〇〇〇人の身長の不自己申告を正規分布を適用して見破った。身長一六二・五センチ未満は徴兵免役となっていたから、わざと低く申告するものが後をたたなかつた。このことを統計的に裏づけたのがケトリーであった。

本稿は、この疑問に自ら応える形でまとめたものである。是非とも、現役の中学部生や出身者にも読んで貰おうとわかりやすく記述した。なお、このテーマの論考としては、『関西学院百年史』や田中敏弘氏および井上琢智氏の論文をあげる事ができる。しかし、何分にも、当時のある程度の

徴兵制度の仕組みや、学校制度の知識を前提とし、しかも文体必ずしも平易とは言えず、筆者のような知識のない読者には、その論旨を解読すること、容易ではないと思われる。本稿に幾分かのメリットがあるとするれば、この点をおいてしかない。

二 予備知識

満二〇歳になると、身体検査をして合格すれば、籤を引く。あたれば兵役に服する。一八七六（明治九）年には、壮丁三〇万人に対して免役二四万人、受検五万人のうち籤で一万人を徴集。常備兵期間三年を含んで、予備役（四年）と後備役（五年）の期間が入るから一二年間服する。籤の当たり確率はおおよそ二〇％程度。貧乏籤。あたれば、「耕耘漁樵の労苦を取り、以て漸く一家の生計を立つ」（加藤、一三三頁）働き手を取られる。働き手の長男、次男、そして三男を徴兵され、戦死すると、家計は成り立たない。このリスクをヘッジする為の保険会社が、富国徴兵生命（現・富国生命）や第一徴兵生命（元・東邦生命、経営破たん）そして第百徴兵生命（元・第百生命、経営破たん）だった。

当時の小学校は六歳から一三歳までの計八年制。一八八六（明治一九）年の「小学校令」では、尋常小学校四年、高等小学校四年。この上級にくるのが、中学校。同年の「中学校令」で、尋常中学校は五年制。一四歳から一八歳。

三 徴兵令と私学への差別

一八七三（明治六）年一月「徴兵令」発布。官公立学校の生徒に対しては徴兵猶予の特典を与えたものの、私立学校の生徒には与えなかった。福沢諭吉は論陣を張って抵抗した。文部卿が公立私立の区別なく監督するならば、徴兵猶予の特典についても差別してはならぬと主張した。

一八八三（明治一六）年の「徴兵令」第十九条で、「官立府県立学校において修業一カ年以上の課程を卒わりたる生徒は六カ年以内徴兵を猶予する」。つまり、一年間、中学校に在籍すると事実上免役となる。というのは、一年在学すると、「六年徴兵猶予」の特権が与えられる。六年後にはすでに二一歳になっているから、満二〇歳の徴集時期からはずれる。

徴兵猶予の特典と関西学院中学部の呼称

四 徴兵令改正と官公立と私立との差別撤廃

一八九九（明治三二）年二月一日に發布された大日本帝国憲法発布の最初の法律として、同年一月二一日に、「徴兵令」が法律第一号として公布。この二一条で「中学校の学科程度と同等以上」と文部大臣が認定した場合、徴兵猶予が私立校にも適用されることになった（松下、五四二～五四三頁）。その具体的な要件として文部省は訓令第一号を発する。私立学校は、これで徴兵猶予が受けられると喜んだ。

こうして、独逸学協会学校、成城学校、慶應義塾普通科、熊本済々黌、長岡尋常中学校、豊橋尋常中学時習館等が認定される（日本私学教育研究所、三八頁）。

五 私立学校令と訓令第一二号 宗教と教育との分離

政府は、一八九四（明治二七）年の日英通商航海条約調印の成功をてがかりに、治外法権撤廃、関税率の引き上げそして相互対等の最恵国待遇など、外国人を我が国の法権に服させ、欧米列国との条約改正にめどをつけた。一八九九（明治三二）年七月に実施された。これで、外国

人は居留地から内地雑居に入ることが可能となった。そこで、政府は、「外国人の各地に学校を経営せんとするもの多かるべく、其の国民精神教育に及ぼす影響に就いては頗る戒心すべきもの」（文部省内：教育史編纂会、六五三頁）として、つまり、外国人経営の学校が各地にできるだろうとの予想の下に、これを監督する必要から、一八九九（明治三二）年八月三日「私立学校令」を公布した。狙いはキリスト教学校にあり、「私立学校令」で宗教教育を教育の外に出してキリスト教を締め出そうとした。しかし、「私立学校令」の中に宗教教育禁止の条文を挿入することは、海外からの批判を招くと恐れて、躊躇した。そこで、直接的な法令ではなく、同一内容を訓令第一二号の形で同日に公布した。官僚が民業に対して現在においてもよく使う巧妙な規制の一つの原型をここに見る。「宗教上の教育を施し又は宗教上の儀式を行うことを許さざるべし」（同、六六三頁）。ただし、神道は宗教にあらずとして、除外した。この理由として、「学校に於ける徳育の根本を教育勅語に置きて其徹底を期し、一方宗教なるものの精神界に於ける重要な元素たり大なる勢力たることは之を認むるも、之を国民教育と混同することは種々の弊害を生ずべきを慮り^{オモシバカ}……国民教育の系統内に於いて宗教教育を施さんとする場

合は何れかの宗教に偏奇することは憲法の精神にも反する」(同六六三〜四頁)。さらに、「我が国に於いて教育と宗教とを分離せることは極めて賢明なる策であるといわねばならぬ。然も一方に於いて宗教教育を施せる学校に対してはつとめて寛大の方針を取り徴兵令上の認定文官任用令上の認定其他卒業生の特典等に関しては何等差別的待遇を為さず、とくに外国人の学校経営に対しても何等の障壁を設けざるに至っては諸外国に殆ど其類例を見ざる所である。」(同六六四頁)。ただし、「皇祖を奉祀せる伊勢の皇大神宮を初め奉る総ての神社は宗教でなく、神社崇拜は宗教上の新興といふべきものでない。敬神崇祖は宗教を超越して我國民道徳の根幹を為すもの」(同六六四頁)とした。

六 私立学校の対応

私立学校令に対する各校の対策と内容は次の通り(関西学院、一九七〜八頁)。

- ① 法令によって認められる中学校として、キリスト教主義教育を放棄する。

東洋英和、立教、桃山学院、暁星、海星。

- ② 法令に認められない各種学校のままがんばる。

関西学院、鎮西学院。

- ③ 法令によって認められた中学校から各種学校に編成替えして、がんばる。

同志社、青山学院、明治学院。

③について、各校史をひもとくと、同志社中学校は同志社普通学校、青山学院尋常中学部は青山学院中学校、明治学院尋常中学部は明治学院普通部に名称変更したことがある。

訓令第一二号を嫌って中学校から離れて各種学校になった私立校が多い。とくに、キリスト教を建学の精神とする私立学校はそうであった。しかし、各種学校になっても生徒の徴兵猶予や官公立高等専門学校への進学資格の特典は得たい。そこで、文部省から「中学校と同等」と認定してもらうしかない。実際、多くの各種学校が認定された。普通学校、中等科、普通部というネーミングでは世間に中学校としてアピールしない。そこで③の三校は同志社中学(一九一六年)、青山学院中学部(一九一五年)そして明治学院中学部(一九一五年)と再び名称変更した。

徴兵猶予の特典と関西学院中学部の呼称

七 関西学院の対応

キリスト教教育を守るには、文部省の出した「中学校令」に全面的に従うことはどうしても避けねばならなかった。関西学院は、教員組織と公立学校に則したカリキュラムを強化し、「修身」の中で聖書を併用することを明記したうえで、「中学校と同等以上」の各種学校であるという妥協案で、一九〇九年に認定される。徴兵猶予も上級学校への進学資格付与も認められた。この年の三月二一日発行の「関西文壇」第六号裏表紙には、「生徒募集」として、「本科生は徴兵猶予の特典あり」と、「文部省認定 私立関西学院 兵庫県武庫郡西灘村」と記載している。雑報欄には、二月二四日に認定祝賀会が開催され、県事務官とともに高等商業学校長水島欽也氏が来賓として祝辞している。この普通科を一九一五（大正四）年にかろうじて中学部と改称することができた。戦後の学制改革まで各種学校として貫いてきた。

なお東京女学館は一八九二年（明治二五年）にイギリス女性教員を追放してキリスト教を放棄し、良妻賢母を教育理念とする。

八 結論

当時の男子中学校進学希望者にとって、「徴兵猶予の特典」が得られるかどうかは、志望校決定を左右する大きな要因であった。徴兵猶予の特典がないような中学校には、一般家庭からはわざわざ行かないだろう。実際、関西学院普通学部は文部省の基準の「中学校」に該当せず、各種学校にあつたので、入学希望者が少なかった。そこで、関西学院は、教育内容、設備、および教員の充実をはかり、「中学校」以上の中身を確保することで、文部省から「中学校」並みの認定を受けた。この結果、時間はかかったが、普通学部は「徴兵猶予の特典」を得たのである。一九一五年に、普通学部は中学部に名称変更する。

なお、文部省は、一九四五年一〇月二六日に、「学校における宗教教育の取り扱い方改正に関する件」を発表した。これは、訓令第一二号を否定した内容である。

【参考文献】

井上琢智「文部行政と関西学院」『関西学院史紀要』第三号、一九九三。

加藤陽子『徴兵制と近代日本』吉川弘文堂、一九九六。

『関西学院百年史』通史編Ⅰ 学校法人関西学院、一九九七。
田中敏弘「天皇制国家主義教育と関西学院」『関西学院史紀要』創刊号、一九九一。

日本私学教育研究所「教育制度等の研究（その八）——明治後期における私立中学校の設置——」、『調査資料六五』一九七九。

福井幸男『知の統計学2 ケインズからナイチンゲール、森鷗外まで』共立出版、一九九七。

松下芳男『徴兵令制定史』五月書房、一九八一。

文部省内・教育史編纂会編集『明治以降教育制度発達史第四卷』龍吟社、一九三八。